

電気事業法

定期安全管理審査の手引き

(風力発電設備)

平成30年4月

SOMPOリスクアマネジメント株式会社

インスペクション部 発電審査グループ

## 目 次

1.	制度化の経緯及び用語説明	1
2.	制度の概要	2
	関係法令	3
	定期事業者検査が必要な設備	3
	定期安全管理審査の受審時期	4
3.	受審から評定までの手順	5
	審査のお申込みから終了までの流れ ～概略図～	5
	①審査のお申込み	6
	②ご申請書の提出	6
	③実地審査日の決定	7
	④実地審査	7
	⑤審査結果の通知及び請求書の送付	7
	⑥評定通知	7

### 様式等

別紙 1	定期安全管理審査申請書
別紙 2	定期安全管理審査申請書（記入例）
別紙 3	定期安全管理審査申請書の記載要領
別紙 4	委任状
別紙 5	担当連絡表
別紙 6	担当連絡表（記入例）
別紙 7	電気事業法施行規則第94条の5第2項第2号に規定する組織に係る審査基準（添付資料1-3） 電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織に係る審査基準（添付資料1-1）

【使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）より抜粋】

# 1. 制度化の経緯及び用語説明

## < 制度化の経緯 >

近年の風力発電設備の増加に伴い、風車ブレードの破損等の事故が増加傾向にあります。これを受けて、国は事故防止対策について検討を行い、各発電所で従来から実施している定期点検の内容を第三者機関である「登録安全管理審査機関」が審査する制度（定期安全管理審査制度）を、2017年4月1日から、風力発電設備を設置する発電所にも導入する改正を行いました。

## < 定期事業者検査 >

電気工作物に対して一定の周期毎に設置者に義務付けられる法定検査

## < 安全管理審査 >

「定期事業者検査」の記録に対して行う第三者機関(登録安全管理審査機関)による審査

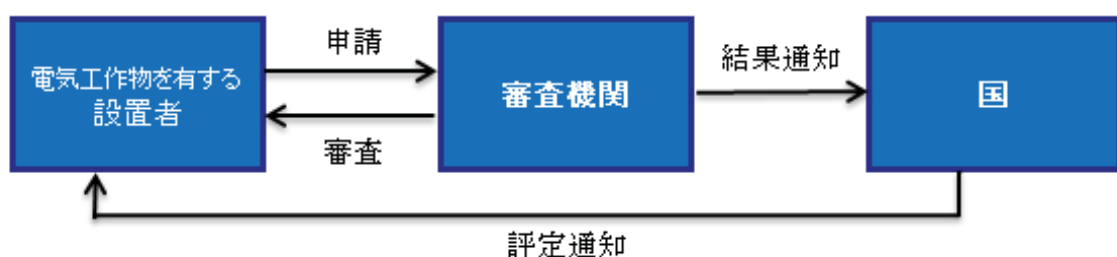
## < 登録安全管理審査機関 >

経済産業省の登録を受け、安全管理審査を実施する組織

## < 評価結果 >

登録安全管理審査機関からの審査結果通知書の内容を国が評価し、国（産業保安監督部）から設置者に通知される結果

## < 制度概略図 >

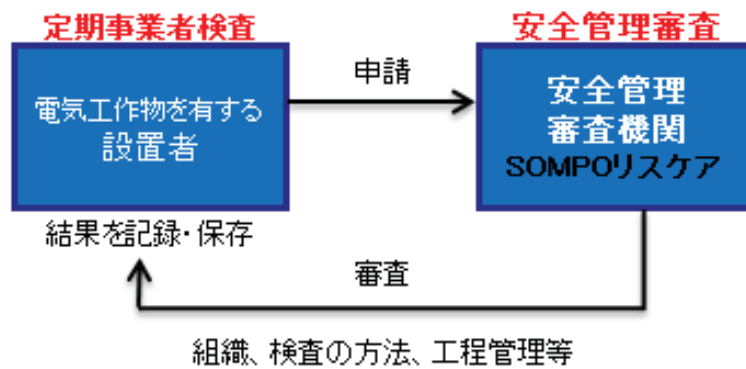


## 2.制度の概要

電気事業法では、第55条第1項で定める電気工作物を設置するものは、定期事業者検査を行い、その結果を記録・保存することが義務付けられています。

また、その定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理等について、登録安全管理審査機関による定期安全管理審査を受審することが併せて義務付けられています。

弊社は、経済産業大臣の登録を受けた登録安全管理審査機関として、風力発電所に係る電気工作物に対して実施された定期事業者検査の安全管理審査を実施しております。



登録安全管理審査機関が行った審査の結果は、最終的に国（所轄の産業保安監督部）が評定し、評定結果が後日、設置者に通知されます。



## 関係法令

定期安全管理審査制度は、次に示す関係法令等の最新版を基に行われ、設置者が構築した事業者検査体制が技術基準への適合確認を適切に実施できる体制であるかを審査する制度です。

関係法令
電気事業法
電気事業法施行令
電気事業法施行規則
電気設備に関する技術基準を定める省令
発電用風力設備に関する技術基準を定める省令
電気設備の技術基準の解釈
発電用風力設備の技術基準の解釈について
電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈
使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説

## 定期事業者検査が必要な設備

単機出力 500 kW 以上の風力発電設備が対象となります。

検査が必要な設備	対象となる規模	検査実施周期
風力発電設備	単機出力 500kW以上	部位毎に 半年・1年・3年程度

## 定期安全管理審査の受審時期

設置者は、3年毎に定期安全管理審査を受審する必要があります。ただし、初回の受審については、申請される基数に応じて経過措置が設けられております。

ただし、2017年4月1日以降の過去6年の間、別紙7の「第2章 事業者の保安力水準」の全ての項目を満足していることが審査時に確認でき、かつ国（産業保安監督部）から適合評定通知を受けた場合には、受審周期を6年に延ばす制度（インセンティブ制度）を活用することができます。

定期事業者検査を実施する 組織区分 (省令第94条の5第2項)	受 審 時 期
1号組織	6年3ヵ月を超えない時期(※1)
2号組織	3年3ヵ月を超えない時期(※2)
3号組織	継続的な検査体制を維持することが困難となった時期

※1 前回、設置者が国から評定結果通知を受けた日を起点とします。また、過去6年間、保安力(日常的な保守管理体制の充実等)が維持されている必要があります。

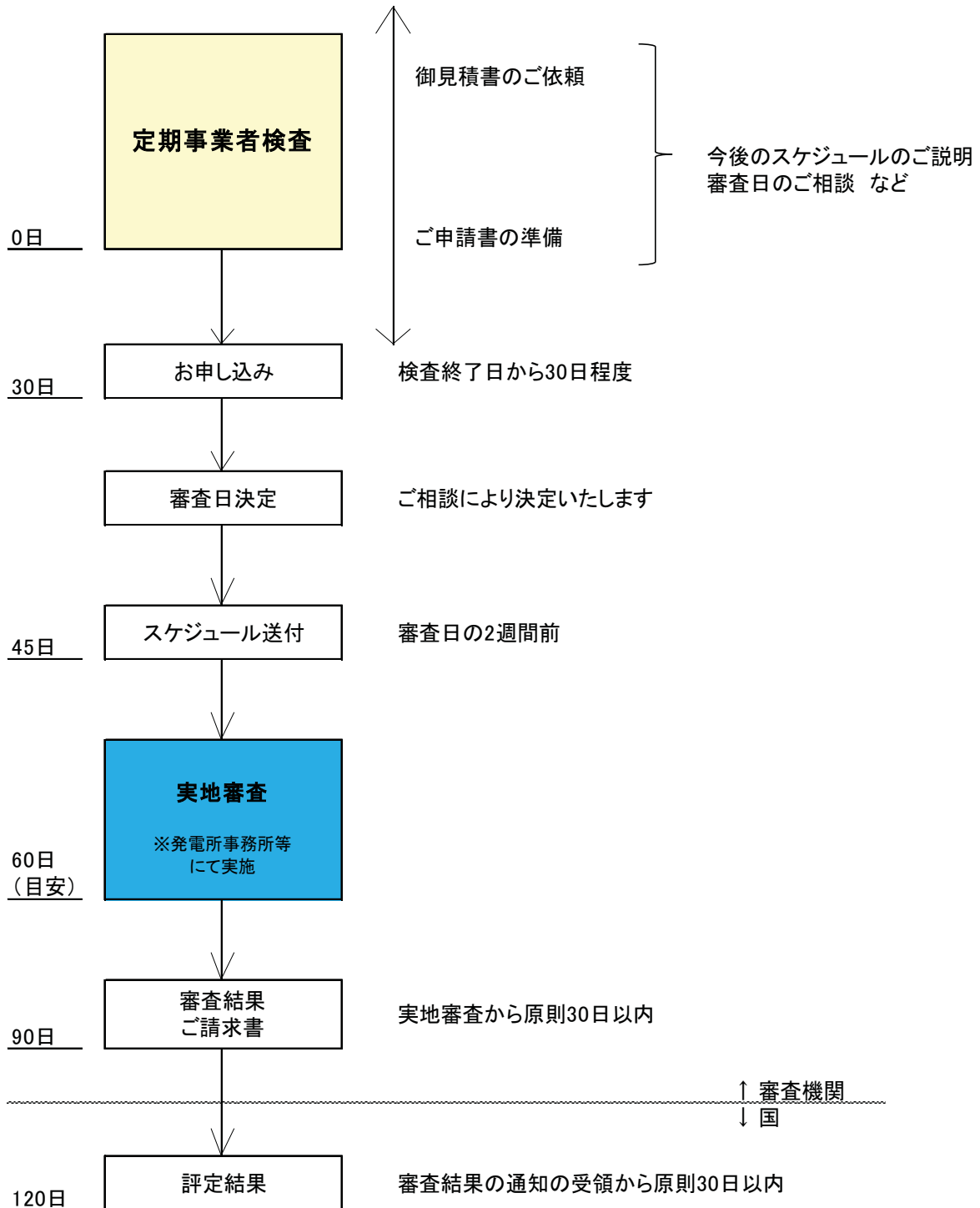
※2 初回受審時は2017年4月1日、2回目以降は、前回、設置者が国から評定結果通知を受けた日を起点とします。

以下に、定期安全管理審査について、ご申請から評定通知受領までの手続き等についてご説明します。

### 3.受審から評定までの手順

審査のお申込みから終了までの流れ～概略図～

< 2号組織の場合 >



## 1. 審査のお申込み

電話・FAX・Eメールでのお申し込みを受け付けております。

対象となる風力発電設備の基数、定期事業者検査の期間等についてヒアリングさせていただきます。

その内容をもとに弊社より御見積書を送付させていただきます。

■ 風力発電設備の概要

■ 定期事業者検査終了日

■ 交通手段

(例) ○○風力発電所 1号機～10号機 (10基)

メーカー：△△ 型式：□□ 出力：○○kW

定期事業者検査終了日：20××年△月○日

交通手段：○○線 ○○駅からレンタカーで△時間

※御見積書のご依頼、ご質問等お気軽にお問い合わせください

ご連絡先

SOMPOリスクアマネジメント株式会社

インスペクション部 村松、谷藤、太田

**TEL:03-3349-5960**

FAX: 03-3349-5974

Eメール: [ins\\_backoffice@sompo-rc.co.jp](mailto:ins_backoffice@sompo-rc.co.jp)

## 2. ご申請書の提出

「定期安全管理審査申請書」等の申請書類をご提出頂きます。

※押印いただく前に内容を確認させていただきます。

事業者検査終了日から30日を目安にご申請頂きますようお願いいたします。

### ◆ご申請に必要な書類

①定期安全管理審査申請書	原本／1部	ご希望により、押印前に事前にチェックさせていただきます
②委任状	初回のみ原本／1部	2回目以降は写しで結構です。会社の代表権を持った方ご申請の場合は不要です
③定期事業者検査要領書	写し／2部	審査員2名で審査を行うため、ご協力をお願いします
④担当連絡表	写し／1部	



### 3. 実地審査日の決定

ご希望日を優先させていただき、ご相談の上、決定いたします。

審査の詳細スケジュールは審査日の2週間前にメールにて送付致します。

### 4. 実地審査

審査の流れの概要は以下の通りです。また、審査員は2名で行います。

オープニングミーティング（初回会議）	審査内容・スケジュールについて審査員よりご説明いたします。
審査実施	検査の実施体制や実施状況のヒアリング、また必要に応じて事業者検査記録の保管場所の現場確認を実施致します。
チーム会議（審査結果のまとめ）	審査結果のまとめを行います。 (審査チームのみ)
クロージングミーティング（最終会議）	当日の審査結果や今後のスケジュールについて審査員からご説明いたします。

### 5. 審査結果の通知 及び 請求書の送付

実地審査終了日から原則30日以内に国（所轄の産業保安監督部）に結果を報告します。これと同時に、貴社へ以下を発送致します。

- ・定期安全管理審査の結果について（貴社宛）
- ・定期安全管理審査結果の通知について（国宛の写し）
- ・請求書（翌月末お支払）

※請求書はご希望の宛名／送付先にお送りさせていただきます

### 6. 評定通知

弊社から提出した審査結果は、国（所轄の産業保安監督部）の評定委員会での審議を経て、原則30日以内に設置者（申請者）へ結果が通知されます。

この評定結果通知書の受領をもちまして安全管理審査の終了となります。

受付番号：

## 定期安全管理審査申請書

申請番号：

申請年月日： 年 月 日

SOMPOリスクアマネジメント株式会社

代表取締役社長 布施 康 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法第55条第4項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称	(名称) (住所)
定期事業者検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載：別紙添付可)	
定期事業者検査の実施場所及び当該検査 記録の保管場所 (複数の場合はすべて記載)	(名称) 住所
定期事業者検査対象電気工作物の概要 (名称及び能力：別紙添付可)	
施行規則第94条の5各号に掲げる組織 の区分	<input type="checkbox"/> 1号に掲げる組織 <input type="checkbox"/> 2号に掲げる組織 <input type="checkbox"/> 3号に掲げる組織
定期事業者検査の実施時期	

(添付資料)

- 定期事業者検査要領書 (2部)  
 委任状  
 前回評定通知書  
 担当連絡表

受付番号：

## 定期安全管理審査申請書 (記入例)

御社での管理番号記入欄です。該当がなければ記入不要です

申請番号：安管審-風1号

申請年月日：◇◇年 ○月 □日

SOMPOリスクアマネジメント株式会社

代表取締役社長 布施 康 殿

事業者検査終了日から30日を目安にご申請ください

会社の代表権のある方がご申請ください  
代理の方がご申請される場合には、  
会社の代表権のある方から委任する方への  
委任状を添付してください

住所 ○○県△△町 111

氏名 ○○株式会社 ■■風力発電所

発電所長 △△△ 印

電気事業法第55条第4項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称	○○株式会社 ■■風力発電所 ○○県△△町 111
定期事業者検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載：別紙添付可)	該当なし
定期事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所 (複数の場合はすべて記載)	○○株式会社 ■■風力発電所 ○○県△△町 111
定期事業者検査対象電気工作物の概要 (名称及び能力：別紙添付可)	1～10号機 (1,500 kW、10基)
施行規則第94条の5各号に掲げる組織の区分	<input type="checkbox"/> 1号に掲げる組織 <input checked="" type="checkbox"/> 2号に掲げる組織 <input type="checkbox"/> 3号に掲げる組織
定期事業者検査の実施時期	◇◇年○月□日 ～ ◇◇年○月△日

保安規程で届け出ている事業所名とその住所をご記入ください

検査の可否判定を実施しない事業者は該当しません

2017年4月1日から6年間は  
全て2号組織となります

- (添付資料)
- 定期事業者検査要領書 (2部)
  - 委任状
  - 前回評定通知書
  - 担当連絡表

定期安全管理審査申請書の記載要領

(1) 申請番号

貴社にて管理されている文書管理番号等がある場合に記入してください。

(2) 申請年月日

申請年月日を記載して下さい。

記載例 → 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 住所・氏名

今回の申請に関する代表者として対外的な契約権限のある方または電気事業法第55条第4項の審査（定期安全管理審査）の受審についてその権限を委任された方の住所、郵便番号、氏名について署名又は記名・押印をお願いします。

記載例 → 住所 〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇町8-9-10

→ 氏名 〇〇株式会社 △△発電所 所長 △△ △△ 印

(4) 審査を受けようとする組織の名称

電気事業法第55条第5項の「定期事業者検査の実施に係る組織」に該当する組織の名称および当該組織の所在地（住所）を記載して下さい。

記載例 → (名称) 〇〇株式会社 △△風力発電所

(住所) 〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇町8-9-10

(5) 定期事業者検査の協力事業者の名称

定期事業者検査の一部を委託している場合、全ての委託先(協力事業者)の名称及びその所在地(住所)を記載して下さい。(別紙にご記入のうえ、添付頂いても結構です) なお、ここでいう「協力事業者」とは、検査結果の合否判定を行う事業者をいいます。該当する事業者がない場合は、「該当なし。」と記載して下さい。

記載例 → (名称) □□株式会社 ◎◎工場

(住所) 〒456-7890 □□県□□市□□町1-2-3

〒789-0123 ◇◇県◇◇市◇◇町4-5-6

(6) 定期事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所

定期事業者検査を実施した場所及び検査記録の保管場所の名称及び所在地(住所)を記載して下さい。

記載例 → (名称) ○○株式会社 △△風力発電所

(住所) 〒123-4567 ○○県○○市○○町7-8-9

(7) 定期事業者検査対象電気工作物の概要

風力発電設備(長期停止設備を含む)のメーカー別の、基数及び施設名称、定格出力等を記載してください。(一覧表を作成し、別紙として添付いただいても結構です)

記載例 → ○○社: 2,000kW×10基(1~10号機)

△△社: 1,500kW×20基(11~30号機)

(8) 施行規則第94条の5各号に掲げる組織の区分

受審を希望される組織の区分をチェックして下さい。

(9) 定期事業者検査の実施時期

各設備の定期事業者検査の実施期間を記載して下さい。(全体工程表あるいは一覧表等を作成し、別紙として添付いただいても結構です。)

記載例 → ○○年度

①1~10号機: 4月20日~5月05日、11月1日~11月25日

②11~30号機: 5月1日~5月20日、10月20日~11月20日

△△年度

①1~10号機: 4月20日~5月05日、11月1日~11月25日

②11~30号機: 5月1日~5月20日、10月20日~11月20日

(10) 添付資料

添付される資料をチェックして下さい。なお、定期事業者検査要領書につきましては、審査員分(2部)を添付していただきますようお願いします。

## 委 任 状

私は、〇〇〇株式会社 □□風力発電所 所長 △△ △△を代理人と定め、同発電所における下記の権限を委任致します。

記

SOMPOリスクアマネジメント株式会社代表取締役社長殿 に対する

\*\*県\*\*市\*\*番地

〇〇〇株式会社 □□風力発電所

における電気事業法に係る安全管理審査に関する一切の件

委任状上記のとおりであります。

平成20年〇〇月××日

\*\*県\*\*市\*\*番地

〇〇〇株式会社

代表取締役社長 △△ △△ (社印)

別紙5

担当連絡表

会社	
部署	
役職	
氏名	
住所（〒）	
電話番号	
メールアドレス	

※申請書類の受領連絡、審査日のご相談、審査スケジュール送付の際等に活用致します

【国からの評定結果の送付先】

会社	
部署	
役職	
氏名	
住所（〒）	
電話番号	
メールアドレス	

※審査結果報告書も上記へ送付致します

【御請求】

請求書の宛名	
送付先 (上記と異なる場合 にご記入下さい)	

※審査結果送付先と同じ場合には記入不要です

【検査実施体制】

	部署・役職	氏名
電気主任技術者		
検査責任者		

※審査スケジュールに記載致します

別紙 6

担当連絡表 (記入例)

会社	〇〇株式会社 □□風力発電所
部署	〇〇部
役職	〇〇
氏名	〇〇 〇〇
住所 (〒)	〒 - 〇〇県△△町 1 1 1
電話番号	〇〇〇-△△△-□□□
メールアドレス	〇〇〇-△△△@□□□. jp

審査に関する問い合わせに対応される方をご記入ください。

※申請書類の受領連絡、審査日のご相談、審査スケジュール送付の際等に活用致します

【国からの評定結果の送付先】

会社	〇〇株式会社 □□風力発電所
部署	〇〇部
役職	〇〇
氏名	〇〇 〇〇
住所 (〒)	〒 - 〇〇県△△町 1 1 1
電話番号	〇〇〇-△△△-□□□
メールアドレス	〇〇〇-△△△@□□□. jp

産業保安監督部からの評定結果通知書をお受け取りになる設置者のご担当者様をご記入ください。

※審査結果報告書も上記へ送付致します

【御請求】

請求書の宛名	
送付先 (上記と異なる場合 にご記入下さい)	

請求書の宛名は、ご申請者様でなくても問題ございません。  
「審査結果送付先」と異なる場合は必ずご記入ください。

※審査結果送付先と同じ場合には記入不要です

【検査実施体制】

	部署・役職	氏名
電気主任技術者	〇〇	〇〇 〇〇
検査責任者	〇〇	〇〇 〇〇

申請時点での体制をご記入ください。

※審査スケジュールに記載致します



## 電気事業法施行規則第94条の5第2項第2号に規定する組織に係る審査基準

**第1章 法定審査6項目**

1. 法定事業者検査の実施に係る組織  
添付資料1-1の「1. 法定事業者検査の実施に係る組織」の規定に準ずる。
2. 検査の方法  
添付資料1-1の「2. 検査の方法」の規定に準ずる。
3. 工程管理  
添付資料1-1の「3. 工程管理」の規定に準ずる。
4. 検査において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項  
添付資料1-1の「4. 検査において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項」の規定に準ずる。
5. 検査記録の管理に関する事項  
添付資料1-1の「5. 検査記録の管理に関する事項」の規定に準ずる。
6. 検査に係る教育訓練に関する事項  
添付資料1-1の「6. 検査に係る教育訓練に関する事項」の規定に準ずる。

**第2章 事業者の保安力水準**

定期安全管理審査を受ける組織が、本章は今回の審査対象でないと判断した場合は、審査の対象としなくてよい。

1. 日常的な保守管理体制の充実度  
以下に示す事項について審査しなければならない。
  1. 1. 是正処置に関する対応状況  
定期点検等で発見した不具合についての是正処置を策定し、水平展開するための処置が講じられていること。具体的には以下のとおり。
    - ① 不具合の原因究明及び再発防止策の立案がなされ、当該再発防止策が講じられている。
    - ② 不具合が発生した設備の同型機に対する水平展開等を実施する等、同型機での同種不具合を未然に防止できる仕組みを構築している。
    - ③ 経済産業省の委員会等で審議された不具合に対する再発防止策を周知している。
  1. 2. 設備の運用状態に関するデータの記録・保存  
以下に示すような設備の運用状態に関するデータ（以下「運用データ」という。）を継続的に取得し、当該データを適切な期間記録・保存していること。
    - ・監視装置及び制御装置のデータ
    - ・日常巡視点検結果
  1. 3. 保守管理体制の構築  
運用データを活用し、以下のような設備を保守する仕組みが構築されていること。
    - ① 運用データの取得を通じ、設備の状態を監視している。
    - ② 部品交換・補修等を行う判定基準が、運用データを活用して設定されている。
    - ③ 部品交換・補修等を行う場合の承認プロセスが明確になっており、かつ、記録されている。

- ④ 設備を保守する手順が、運用データを活用して作成されている。
1. 4. 保守管理体制の維持
- 1. 3. の保守管理体制が、以下に示すような取組により維持されていること。
    - ① 不具合対応方針が追加情報に基づき更新されている。
    - ② 部品交換・補修後も継続的に運用データが取得され、運用データを活用した設備の保守が継続されている。
    - ③ 設備保守の履歴が記録・保存されている。
2. 重大事故等の有無
- 審査機関は、法定事業者検査実施組織が、審査の申請があった日から審査対象期間（最初の審査については、過去すべての期間）において重大事故等を起こしていないことを確認しなければならない。重大事故等とは、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」（20170323商局第3号。以下「定期検査解釈」という。）に規定する検査項目の検査対象となる設備における、以下に示す損壊事故である。
- ① 公衆被害を与えた事故
  - ② 倒壊・火災・飛散・折損・座屈等が発生した事故
- ただし、事業者の保守管理体制に起因しない不可抗力による事故及び火災に至っていない発電機に限られた事故は除く。

電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織に係る審査基準

1. 法定事業者検査の実施に係る組織

以下の事項について審査しなければならない。

(1) 検査実施体制の構築

- ① 法定事業者検査実施組織が、検査実施体制を検査が一元的に管理される組織ごとに構築していること。
- ② 使用前自主検査を行う場合は法第51条に基づき、定期事業者検査を行う場合は法第55条に基づき、適切に検査を行うことができる実施体制が構築されていること。
- ③ 検査実施体制に電気工作物の種類に応じて必要な主任技術者が含まれていること。
- ④ 法定事業者検査実施組織における役割分担、責任及び権限を明確にしていること。  
なお、検査に協力事業者がいる場合には、設置者と協力事業者の相互関係を明確にしていること。
- ⑤ 法定事業者検査実施組織は、検査の計画及び実施に関する審査及び承認を適切に実施していること。

(2) 検査員の確保

- ① 法定事業者検査実施組織は、検査に従事する検査員の必要な教育又は訓練を受講又は経験しているものの中から、必要な数の検査員を確保していること。
- ② 検査を適切に行うため、必要な数の検査員が必要な箇所へ配置されていること。

2. 検査の方法

以下の事項について審査しなければならない。

2.1. 検査に対する要求事項の明確化及びレビュー

法定事業者検査実施組織は、検査を適切に行うために必要な要求事項を次の観点から明確に文書化するとともに、検査を行う前にその内容のレビューを完了していること。

2.1.1 要求事項の明確化

- ① 検査に関連する法令要求事項
- ② 明示されてはいないが、検査に不可欠な要求事項
- ③ 法定事業者検査実施組織が必要と判断する追加要求事項

2.1.2 要求事項のレビュー

検査に対する要求事項が定められていること。

2.2. 測定機器等の管理

- ① 法定事業者検査実施組織は、実施すべき測定の方法を明確にしていること。また、そのために必要な測定機器を明確にしていること。
- ② 法定事業者検査実施組織は、①の測定方法に従い各検査を適切に実施していること。
- ③ 検査の判定に使用する測定機器に関し、次の事項を満たしていること。
  - a) 測定機器に関し適切な精度維持方法が定められ、かつ、その方法どおりに校正又は検証が確実に実施されていることを確認する。
  - b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
  - c) 校正の状態が明確にできる識別をする。
  - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
  - e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。

- ④ さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録していること。
- ⑤ 要求事項にかかわる測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した測定ができることを確認していること。

### 2. 3. 検査計画の策定

検査の計画にあたっては、次の事項について該当するものを明確にすること。

- a) 具体的な検査の方法及び判定基準
- b) その検査実施に必要な検査員の配置や使用する測定機器等
- c) 検査の方法及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録

### 3. 工程管理

以下の事項について審査しなければならない。

#### 3. 1. 検査の完了確認

検査計画で決めた検査方法を満たし、検査がすべて完了していることを確認していること。

#### 3. 2. 不適合品の管理

- ① 法定事業者検査実施組織は、次のいずれかの方法で、不適合品が処理されていること。
  - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
  - b) 当該権限をもつ者が、特別採用によって、合格と判定することを許可する。ただし、当然のことながら、技術基準を満たしていないものを特別採用することはできない。
  - c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。
- ② 不適合品の記録及び、不適合品に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持していること。
- ③ 検査において不適合品に対して処置を施した場合には、技術基準への適合性を実証するための再検査を行っていること。

#### 4. 検査において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

審査機関は、協力事業者がある場合には、設置者が、当該事業者の管理に関する以下の事項を定めて実施し、記録していることについて審査しなければならない。

- ① 協力事業者への要求事項
- ② 協力事業者の選定、評価基準及びその結果
- ③ 協力事業者に委託する業務に対する検証要領
- ④ 協力事業者に委託した業務に対する検証結果

#### 5. 検査記録の管理に関する事項

以下の事項について審査しなければならない。

##### 5. 1. 一般事項

- ① 法定事業者検査実施組織は、要求事項への適合の証拠を示すために、記録を作成し、保存していること。
- ② 記録は、読みやすく、容易に識別可能で、検索可能であること。
- ③ 記録の保管、保護及び廃棄を実施していること。また、必要な期間保存していること。

##### 5. 2. 記録の作成

法定事業者検査実施組織は、省令第73条の5又は省令第94条の4に基づき、検査の結果の記録として、次に掲げる事項を記載していること。

- a) 検査年月日
- b) 検査の対象
- c) 検査の方法
- d) 検査の結果

- e) 検査を実施した者の氏名
- f) 検査の結果に基づいて補修等の処置を講じたときは、その内容
- g) 法定事業者検査の実施に係る組織
- h) 検査の実施に係る工程管理
- i) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- j) 検査記録の管理に関する事項
- k) 検査に係る教育訓練に関する事項

### 5. 3. 記録の保存

法定事業者検査実施組織は、検査の結果の記録について、5. 2. a) から f) までに掲げる事項については5年間保存するものとし、g) から k) までに掲げる事項については、当該検査を行った後、法第51条第7項（法第55条第6項において準用する場合を含む。）の通知を受けるまでの期間保存するものであること。

### 6. 検査に係る教育訓練に関する事項

以下の事項について審査しなければならない。

#### 6. 1. 検査員の確保

- ① 検査に従事する要員に必要な教育、訓練、経験を明確にする。
- ② 必要な教育・訓練又は他の処置を確実に実施する。

#### 6. 2. 教育訓練記録の作成及び維持

教育、訓練、経験について該当する記録が作成され、保存されていること。